

下請契約に関する特記仕様書

(市内企業活用促進について)

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めること。

なお、市内企業とは、新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいう。

- 2 受注者は、契約額 1,000 万円以上（税込）の工事において市外企業と下請契約等を締結した場合には、市内企業を下請に採用しなかった理由等必要事項を明記した上で「市内企業不採用理由書」を監督員に提出すること。

なお、市外企業とは市内企業以外をいう。

- 3 「市内企業不採用理由書」の様式については、水道局のホームページに掲載された最新のものをダウンロードして使用すること。